

○国立大学法人奈良女子大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 1 号)
改正 平成 16 年 12 月 24 日規程第 163 号
平成 17 年 3 月 17 日規程第 247 号
平成 17 年 3 月 17 日規程第 248 号
平成 17 年 6 月 24 日規程第 12 号
平成 17 年 9 月 30 日規程第 82 号
平成 17 年 11 月 25 日規程第 39 号
平成 17 年 12 月 22 日規程第 66 号
平成 17 年 12 月 22 日規程第 67 号
平成 18 年 1 月 27 日規程第 73 号
平成 18 年 2 月 24 日規程第 76 号
平成 18 年 3 月 17 日規程第 100 号
平成 18 年 6 月 23 日規程第 15 号
平成 18 年 12 月 22 日規程第 36 号
平成 19 年 2 月 23 日規程第 90 号
平成 19 年 6 月 22 日規程第 4 号
平成 19 年 7 月 12 日規程第 5 号
平成 19 年 12 月 19 日規程第 25 号
平成 20 年 3 月 28 日規程第 32 号
平成 22 年 3 月 25 日規程第 75 号
平成 22 年 3 月 25 日規程第 76 号
平成 22 年 12 月 15 日規程第 37 号
平成 23 年 1 月 19 日規程第 53 号
平成 23 年 2 月 16 日規程第 64 号
平成 24 年 1 月 18 日規程第 48 号
平成 24 年 3 月 21 日規程第 65 号
平成 24 年 3 月 22 日規程第 87 号
平成 25 年 2 月 22 日規程第 105 号
平成 25 年 3 月 21 日規程第 124 号
平成 25 年 4 月 26 日規程第 3 号
平成 26 年 1 月 24 日規程第 81 号
平成 26 年 2 月 28 日規程第 90 号
平成 27 年 3 月 27 日規程第 63 号
平成 27 年 11 月 27 日規程第 60 号
平成 28 年 1 月 29 日規程第 83 号
平成 28 年 2 月 26 日規程第 90 号
平成 29 年 3 月 23 日規程第 90 号
平成 30 年 1 月 31 日規程第 43 号
平成 30 年 3 月 29 日規程第 107 号
平成 30 年 9 月 19 日規程第 29 号
平成 30 年 12 月 21 日規程第 48 号

国立大学法人奈良女子大学学則

目次

第1章 総則

- 第1節 国立大学法人奈良女子大学（第1条—第2条）
- 第2節 業務の範囲等（第3条）
- 第3節 役員及び職員（第4条—第6条）
- 第4節 管理運営組織（第7条—第11条）
- 第5節 資本金及び事業年度（第12条—第13条）

第2章 奈良女子大学

- 第1節 大学の目的、自己評価及び教育研究等の状況の公表（第14条—第16条）
- 第2節 教育研究組織（第17条—第19条）
- 第3節 附属学校（第20条—第21条）
- 第4節 附属教育研究施設等（第22条—第25条）
- 第5節 事務組織（第26条）

第3章 通則

- 第1節 学年、学期及び休業日（第27条—第29条）
- 第2節 入学及び入学手続等（第30条—第33条）
- 第3節 休学、留学、退学、除籍及び再入学（第34条—第40条）
- 第4節 賞罰（第41条—第42条）
- 第5節 研究生、特別研究生、聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生等（第43条—第48条）
- 第6節 外国人留学生（第49条）
- 第7節 教育職員免許状の所要資格の取得（第50条）
- 第8節 学生寄宿舍（第51条）
- 第9節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第52条—第65条）

第4章 学部

- 第1節 入学及び編入学等（第66条—第70条）
- 第2節 修業年限及び在学年限（第71条—第72条）
- 第3節 授業科目及び履修単位（第73条—第85条）
- 第4節 成績評価、卒業及び学位の授与（第86条—第88条）

第5章 大学院

- 第1節 入学、進学及び編入学等（第89条—第96条）
- 第2節 修業年限及び在学年限（第97条—第99条）
- 第3節 授業科目及び履修単位（第100条—第109条）
- 第4節 成績評価、課程修了の認定及び学位の授与（第110条—第112条）

第6章 雑則（第113条—第114条）

附則

第1章 総則

- 第1節 国立大学法人奈良女子大学
（目的）

第1条 この学則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）に定めるもののほか、国立大学法人奈良女子大学（以下「本学」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

（主たる事務所の所在地）

第2条 本学の主たる事務所は、奈良県奈良市北魚屋東町に置く。

第2節 業務の範囲等

（業務の範囲等）

第3条 本学は、法第22条に規定する業務を行う。

2 業務の方法については、別に定める。

第3節 役員及び職員

（役員）

第4条 本学には、法第10条の定めるところにより、役員として学長、監事及び理事を置く。

2 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

3 理事の職務に関しては、別に定める。

4 監事は、本学の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

6 その他役員に関し必要な事項は、別に定める。

（職員）

第5条 本学に次の職員を置く。

一 教育職員（教授、准教授、講師、助教、助手、副園長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭）

二 事務職員

三 技術職員

四 教務職員

五 医療職員

六 その他の職員

2 前項に規定する職員に関し必要な事項は、別に定める。

（副学長）

第6条 本学に副学長を置く。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 その他副学長に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 管理運営組織

（役員会）

第7条 法第11条第2項に規定する法人の重要事項について審議する機関として、本学に役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

（経営協議会）

第8条 法第20条の規定に基づき、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、本学に経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究評議会）

第9条 法第21条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、本学に教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第10条 法第12条の規定に基づき、学長の選考等を行う機関として、本学に学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(部局長会議)

第11条 経営協議会及び教育研究評議会から委任された事項等を協議するため、学長、副学長及び部局長等により構成される会議（以下「部局長会議」という。）を、本学に置く。

2 部局長会議に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 資本金及び事業年度

(資本金)

第12条 本学の資本金は、法第7条に規定するところにより、政府から出資があったものとされた金額を基として算出される金額とする。

(事業年度)

第13条 本学の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 事業にかかる本学の会計に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 奈良女子大学

第1節 大学の目的、自己評価及び教育研究等の状況等の公表

(大学の目的)

第14条 本学は、女子の最高教育機関として、広く知識を授けるとともに、専門の学術文化を教授、研究し、その能力を展開させるとともに、学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第15条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第16条 本学は、本学の教育研究活動等の状況について、刊行物等への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2節 教育研究組織

(学部)

第17条 本学に、次の学部及び学科を置く。

一 文学部

人文社会学科

言語文化学科

人間科学科

二 理学部

数物科学科

化学生物環境学科

三 生活環境学部

食物栄養学科

心身健康学科

情報環境学科

住環境学科

生活文化学科

- 2 学部の学科に、講座を置くことができる。
- 3 前項に規定する講座のほか、学部の学科に、寄附講座を置くことができる。
- 4 学部、学科における講座等の教員組織は、別に定める。
- 5 学部の収容定員は、別表第1のとおりとする。
- 6 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。学部長は、当該学部に関する校務をつかさどる。
- 7 学部に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第18条 本学に、大学院人間文化総合科学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

- 2 研究科は、博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。この場合において、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。
- 3 博士前期課程に、次の専攻を置く。
 - 人文社会学専攻
 - 言語文化学専攻
 - 人間科学専攻
 - 食物栄養学専攻
 - 心身健康学専攻
 - 情報環境学専攻
 - 生活工学共同専攻
 - 住環境学専攻
 - 生活文化学専攻
 - 数物科学専攻
 - 化学生物環境学専攻
- 4 博士後期課程に、次の専攻を置く。
 - 人文科学専攻
 - 生活環境科学専攻
 - 自然科学専攻
 - 生活工学共同専攻
- 5 第3項及び第4項の生活工学共同専攻は、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科生活工学共同専攻と共同で実施する。
- 6 研究科の収容定員は、別表第2のとおりとする。
- 7 研究科の専攻に、講座を置くことができる。
- 8 前項に規定する講座のほか、研究科の専攻に、寄附講座を置くことができる。
- 9 研究科、専攻における講座等の教員組織は、別に定める。

10 研究科に研究科長を置き、本学の教授をもって充てる。研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

11 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

(福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科における教育研究の実施)

第 18 条の 2 福井大学に置かれる福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科（以下「連合教職開発研究科」という。）の教育研究の実施に当たって、本学は、福井大学及び岐阜聖徳学園大学とともに協力するものとする。

2 前項の連合教職開発研究科に置かれる連合講座は、福井大学及び岐阜聖徳学園大学の教員とともに、本学の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

(教授会)

第 19 条 本学の学部及び研究科に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科教授会は、第 2 項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会に議長を置き、当該学部長又は研究科長をもって充てる。

6 議長は、教授会を主宰する。

7 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究院)

第 19 条の 2 本学に、研究の深化及び発展を図るため研究院を置く。

2 研究院は、学部教育及び大学院教育を主として担当する本学の専任教員をもって組織する。

3 研究院に関し必要な事項は、別に定める。

(生活工学共同専攻協議会)

第 19 条の 3 学則第 18 条第 3 項及び第 4 項に規定する生活工学共同専攻の運営その他の必要な事項について協議するため、生活工学共同専攻協議会を置く。

2 生活工学共同専攻協議会の詳細は、別に定める。

第 3 節 附属学校

(附属学校)

第 20 条 法第 23 条の規定に基づき、本学に附属して、幼稚園、小学校及び中等教育学校（以下「附属学校」という。）を置く。

2 附属学校は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、それぞれ幼児、児童又は生徒の保育、教育及び研究を行い、あわせて学部及び研究科等と連携協力し、教育に関する研究と実践並びに学生の教育実習を行うことを目的とする。

3 附属学校に校長（幼稚園長を含む。）を置き、本学の教授をもって充てる。

4 第5条第1項第1号の規定にかかわらず、附属学校に、副校長（幼稚園副園長を含む。）を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことがある。

5 附属学校の収容定員は、別表第3のとおりとする。

6 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

（附属学校運営会議）

第20条の2 本学に附属学校運営会議を置く。

2 附属学校運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

（附属学校部）

第21条 本学に、附属学校部を置く。

2 附属学校部に附属学校部長を置き、本学の教授をもって充てる。

3 附属学校部及び附属学校部長に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 附属教育研究施設等

（学術情報センター）

第22条 本学の教育研究に必要な図書等の学術情報の収集、管理、提供及びその活用のための教育を行うとともに、学術情報を安定的、効率的に提供するための情報基盤の維持管理及びその研究開発を行うため、本学に学術情報センターを置く。

2 学術情報センターに関し必要な事項は、別に定める。

（アドミッションセンター）

第22条の2 本学に、多面的な入学者選抜によって大学の多様性を確保し、社会のリーダーとなる人材を育成するため、最高レベルの知識・理解を基盤とした思考力と表現力を持ち、そのうえに豊かな感性と主体性を持った学生を選抜する大学入試の在り方を研究開発し、実践することにより、本学の教育研究の充実発展に寄与することを目的として、アドミッションセンターを置く。

2 アドミッションセンターに関し必要な事項は、別に定める。

（保健管理センター）

第23条 本学の学生及び職員の身体的及び精神的健康の管理に関する専門的業務を行い、もって健康の保持増進を図るため、本学に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

（臨床心理相談センター）

第23条の2 本学に、臨床心理学分野の専門家養成と研究を行い社会の福祉、教育と精神保健に寄与することを目的として、臨床心理相談センターを置く。

2 臨床心理相談センターに関し必要な事項は、別に定める。

（国際交流センター）

第24条 本学における国際的な連携及び国際交流の推進並びに学生の海外交流等の諸施策を推進するため、本学に国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに関し必要な事項は、別に定める。

（社会連携センター）

第24条の2 本学における社会との連携についての諸施策を推進するため、本学に社会連携センターを置く。

2 社会連携センターに関し必要な事項は、別に定める。

（環境安全管理センター）

第24条の3 本学の教育研究活動における環境安全管理についての諸施策を推進するため、本学に環境安全管理センターを置く。

2 環境安全管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(理系女性教育開発共同機構)

第24条の4 本学に、中等・高等教育課程における理数教育の見直しと開発を行い、女子高校生の理工系分野への進学及び理工系女子学生の理工系女性リーダーへの育成を目的とし、国立大学法人お茶の水女子大学と共同で理系女性教育開発共同機構を置く。

2 理系女性教育開発共同機構に関し必要な事項は、別に定める。

(やまと共創郷育センター)

第24条の5 本学に、地方自治体等と連携して、地域を志向した教育並びに社会貢献を推進し、地域の活性化、地域が求める課題解決に資する多様な人材及び情報・技術の地域への集積の取組を総括し、全学的に推進することを目的として、やまと共創郷育センターを置く。

2 やまと共創郷育センターに関し必要な事項は、別に定める。

(男女共同参画推進機構)

第24条の6 本学における男女共同参画を推進するため、本学に男女共同参画推進機構を置く。

2 男女共同参画推進機構に関し必要な事項は、別に定める。

(大和・紀伊半島学研究所)

第24条の7 本学に、奈良盆地及び紀伊半島を中核として自然・歴史・文化・現代社会の視点からの総合的な研究、及びそれに関連する研究を行い、かつ、その研究に従事する者の利用に供するため、大和・紀伊半島学研究所を置く。

2 大和・紀伊半島学研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第25条 本学に、本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のために共用する施設として、次の学内共同教育研究施設を置く。

- 一 生涯学習教育研究センター
- 二 教育システム研究開発センター
- 三 アジア・ジェンダー文化学研究センター
- 四 岡数学研究所
- 五 動物実験施設

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 事務組織

(事務組織)

第26条 本学に、事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第27条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第28条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第29条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 春季、夏季、冬季及び学年末の休業日

2 前項第三号の休業日は、学長が別に定める。ただし、学部等の事情により、教育上必要がある場合は、学長の承認を得て変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、臨時の休業日は、その都度学長が定める。

第2節 入学及び入学手続等

（入学の時期）

第30条 入学の時期は、学年の始め1か月以内とする。ただし、特別の必要があり、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

（出願手続）

第31条 本学に入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類及び所定の検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

（入学者の選抜）

第32条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

（入学手続）

第33条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（第53条若しくは第54条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者を含む。）に入学を許可する。

3 入学を許可された者は、本学の定めるところにより、宣誓しなければならない。

第3節 休学、留学、退学、除籍及び再入学

（休学）

第34条 病気その他やむを得ない理由で3か月以上修学中を中止しようとする者は、医師の診断書又は理由書を添えて休学を願い出て、学部長又は研究科長の許可を受けなければならない。

2 休学は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事情があると認められる者には、更に引き続き休学を許可することがある。

3 休学期間は、通算して、学部においては4年、大学院の博士前期課程においては2年、博士後期課程においては3年を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない特別の理由があると認められるときは、教授会の議を経て、学長が更に休学期間の延長を許可することがある。

5 休学期間は、第72条、第97条第2項又は第98条第2項に定める在学年限には算入しない。

（休学の措置）

第35条 病気その他の理由で修学が不相当と認められる者に対しては、学部長又は研究科長は、学長の許可を得て、休学を命ずることがある。

（休学期間内の復学）

第36条 休学期間内でもその理由がなくなったときは、学部長又は研究科長の許可を得て復学することができる。

（外国留学）

第37条 第82条、第105条又は第106条の規定により、外国の大学、大学院又は研究機関に留学を志願する者は、教授会の議を経て、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の留学期間は、第87条、第111条第1項及び第112条第1項に定める所定の在学期間に算入する。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、理由書を添えて、学長に退学願を提出し、その許可を得なければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、当該教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 第72条、第97条第2項及び第98条第2項に定める在学期間を超えても、なお学部の定める卒業資格又は大学院の定める修了資格を取得できない者
- 二 第34条第3項に定める休学期間を超えても、なお修学できない者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請し、不許可とされた者又は一部免除若しくは徴収猶予を許可された者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者
- 四 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

2 前項第一号の在学期間には他の大学の在学期間を加えることがある。

(再入学)

第40条 第38条により本学を退学した者又は前条第1項第四号の規定により除籍となった者が、再入学を願い出たときは、別に定めるところにより、相当年次への入学を許可することがある。

第4節 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第42条 本学の学則に背き、又は学生としての本分に反する行為のあった者は、当該教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがない者
- 二 正当な理由がなくて出席常でない者
- 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第5節 研究生、特別研究学生、聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生等

(研究生)

第43条 学部又は研究科において、特定事項の研究を願い出た者には、当該学部又は研究科において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 大学院の研究生として入学できる者は、女子に限らないものとする。

3 その他研究生に関する細則は、別に定める。

(特別研究学生)

第44条 他の大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）学生で、本学の研究科において研究指導を受けようとする者がいるときは、当該他の大学院との事前の協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生として入学できる者は、女子に限らないものとする。

3 特別研究学生の在学期間は1年を超えないものとする。ただし、博士後期課程の特別研究学生については、許可を得て在学期間を延長することができる。

4 前2項の実施について必要な事項は、研究科教授会が定める。

(聴講生)

第45条 学部又は研究科の授業科目中1科目又は数科目について聴講を願い出た者には、当該学部又は研究科において選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 研究科の聴講生として入学できる者は、女子に限らないものとする。

3 その他聴講生に関する細則は、別に定める。

(科目等履修生)

第46条 学部又は研究科の授業科目中1科目又は数科目について履修を願い出た者には、当該学部又は研究科において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 研究科の科目等履修生として入学できる者は、女子に限らないものとする。

3 科目等履修生で履修科目について、試験に合格した者には単位を与える。

4 その他科目等履修生に関する細則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第47条 他の大学及び大学院（外国の大学及び大学院を含む。以下に同じ。）の学生で、本学の学部又は研究科の授業科目の履修を願い出た者には、当該他の大学及び大学院との事前の協議に基づき、当該学部又は研究科において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生として入学できる者は、女子に限らないものとする。

3 特別聴講学生の入学期は毎学期の始めとする。ただし、特別の事情のある者はこの限りでない。

4 特別聴講学生で聴講科目にかかる試験に合格した者には、単位を与える。

5 特に定められた場合を除き、本学学則、規程等は特別聴講学生にも適用し、その他の取扱いについても学生に準ずる。

6 その他特別聴講学生に関する細則は、別に定める。

(委託生)

第48条 公の機関又は団体から、その所属職員について、履修科目を定め、学部又は研究科に入学の願い出があったときは、当該学部又は研究科の定めるところにより、研究生、聴講生又は科目等履修生として入学を許可することがある。

第6節 外国人留学生

(外国人留学生)

第49条 外国人で大学又は大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については、学部又は研究科において選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 教育職員免許状授与の所要資格の取得

(教育職員免許状授与の所要資格)

第50条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の資格を取得させることのできる学部、研究科及び教育職員免許状の種類は、別表第4の1及び別表第4の2のとおりとする。

第8節 学生寄宿舍

(学生寄宿舍)

第51条 本学に学生寄宿舍を置く。

2 学生寄宿舍への入舎を希望する者は、許可を受けなければならない。

3 その他学生寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 検定料，入学料，授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第52条 検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額は，国立大学法人奈良女子大学における授業料その他の費用を定める規程（以下「費用規程」という。）の定めるところによる。

(入学料の免除)

第53条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難と認められる者については，その者の願い出により，審査の上入学料の一部又は全部を免除することがある。

(入学料の徴収猶予)

第54条 入学料の納付期限において，納付が困難な者については，願い出により，徴収を猶予することがある。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については，所定の期日まで入学料の徴収を猶予する。

(授業料の納付)

第55条 授業料は次の2期に分けて納付しなければならない。

前期 4月末日まで 年額の2分の1に相当する額

後期 10月末日まで 年額の2分の1に相当する額

2 前項の規定にかかわらず，申し出により，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，第1項の規定にかかわらず，入学を許可される者の申し出により，入学を許可されるときに納付することができる。

(授業料の月割分納)

第56条 授業料は，願い出により月割分納を許可することがある。

2 分納の許可を受けた者は，毎月末日までに納付しなければならない。ただし，休業期間中の分は，休業期間前に納付しなければならない。

(授業料の延納)

第57条 授業料の納付期において，納付困難な者については，願い出により，延納を許可することがある。

(授業料の免除)

第58条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者については，その者の願い出により，審査の上授業料の一部又は全部を免除することがある。

(休学中の授業料)

第59条 休学期間中は，授業料を徴収しない。ただし，各期の途中において休学若しくは復学する者の授業料は，各月割をもって徴収する。

(転学，退学又は除籍者の授業料)

第60条 転学，退学又は除籍の者もその期の授業料は徴収する。

(研究生等の入学料等)

第61条 研究生，聴講生及び科目等履修生の検定料，入学料及び授業料については，別に定める。

(国費外国人留学生の入学料等)

第62条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の検定料，入学料及び授業料は徴収しない。

(特別研究学生及び特別聴講学生の検定料，入学料等)

第 63 条 特別研究学生及び特別聴講学生の検定料及び入学科は徴収しない。授業料は研究生、科目等履修生及び聴講生と同額を徴収する。ただし、次の各号に掲げる者については、授業料を徴収しない。

- 一 国立大学の大学院に在学中の者
- 二 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成 3 年 4 月 11 日文部省学術国際局長裁定）に基づく協定留学生
- 三 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成 8 年 11 月 1 日文部省高等教育局長裁定）に基づく特別聴講学生
- 四 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成 10 年 3 月 10 日文部省高等教育局長裁定）に基づく特別研究学生
（寄宿料の納付）

第 64 条 寄宿料は、所定の期日までに納付しなければならない。

（寄宿料の免除）

第 65 条 特別な事情により寄宿料の納付が著しく困難と認められる者については、その者の願い出により、審査の上寄宿料を免除することがある。

第 4 章 学部

第 1 節 入学及び編入学等

（学部の入学資格）

第 66 条 学部に入學することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業したと同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したもの

（編入学）

第 67 条 次の各号のいずれかに該当する女子で、本学に編入学を志願する者があるときは、学部の定めるところにより、学長が相当年次への入学を許可することがある。

- 一 大学を卒業した者又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 3 項の規定により学士の学位を授与された者
- 二 大学に所定の期間在学し所定の単位を修得した者

三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

四 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

五 外国において学校教育における14年の課程を修了した者

六 外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者

七 前各号に定めるもののほか、法令等で大学に編入学できると定められた者

2 前項各号の一に該当する者で、第3年次に編入学を志願する者があるときは、学部の定めるところにより、学長が入学を許可することがある。

（転入学）

第68条 他の大学から本学に転学を志願する者があるときは、学部の定めるところにより、学長が相当年次への入学を許可することがある。

（編入学者等にかかる既修得単位等の取扱い）

第69条 第40条及び前2条の規定により入学を許可された者の既修得単位の認定及び修業年限等の取扱いについては、別に定める。

（他大学への転学）

第70条 本学より他の大学に、転学又は入学しようとする者は、理由を付して、学部長に願い出て、その許可を得なければならない。

第2節 修業年限及び在学年限

（学部の修業年限）

第71条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者が、卒業の要件として本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる場合は、その卒業を認めることができる。

2 大学の学生以外の者として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、前項の修業年限の2分の1を超えない範囲で、修業年限に通算することができる。

3 前各項の取扱いについては、別に定める。

（在学年限）

第72条 在学年限は、8年を超えることができない。

第3節 授業科目及び履修単位

（授業科目及び授業方法）

第73条 本学において開設する授業科目は、教養教育科目（外国語科目、保健体育科目等からなる基礎科目群及び教養科目群等）、専門教育科目及びキャリア教育科目とする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業を、文部科学大臣が別に定めるところ（平成13年文部科学省告示第51号）により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第2項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。（日本語科目及び日本事情に関する科目）

第74条 前条に規定する授業科目のほか、外国人留学生のための日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

2 前項の詳細については、別に定める。

(帰国子女等への準用)

第75条 前条の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けたものの教育について必要であると認める場合に準用する。

(卒業の要件となる単位数)

第76条 卒業に必要な単位は124単位以上とし、詳細は学部でこれを定める。

2 前項の卒業に必要な単位を定める場合は、各授業科目について次の各号に定める基準以上の単位を含めるものとする。

一 教養教育科目

外国語科目8単位及び保健体育科目2単位を含め基礎科目群から18単位、教養科目群から12単位の計30単位を基準とする。ただし、基礎科目群の超過単位は、各学部の定めるところにより教養科目群の単位とすることができる。

二 専門教育科目

60単位を基準とする。

3 前項第一号の保健体育科目の2単位は、実習をもって充てる。

4 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第73条第3項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(他学科、他学部専門教育科目の履修)

第77条 学生は、他の学科及び他の学部の開設する専門教育科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、第76条第2項第二号による単位に加算する。

(単位の計算方法等)

第78条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。

二 演習については、15時間から30時間までの範囲で学部が定める時間の演習をもって1単位とする。

三 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で学部が定める時間の実験及び実習をもって1単位とする。

四 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、外国語科目及び保健体育科目の実習については、30時間をもって1単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を別に定めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第79条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

2 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位計算の特例)

第80条 第74条及び第75条に規定する科目のうち、講義については、第78条第1項第一号の規定にかかわらず教育効果を考慮して必要があるときは、30時間の講義をもって1単位とすることができる。

(単位の授与)

第81条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第82条 学部は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第83条 学部は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（平成3年文部省告示第68号）を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第84条 学部は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学において科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第82条及び第83条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(所属学部又は学科の変更)

第85条 所属学部又は学科の変更を願い出る者のあるときは、別に定めるところにより、許可することがある。

第4節 成績評価、卒業及び学位の授与

(成績評価)

第86条 成績評価については、別に定める。

(卒業の認定)

第87条 学部長は、本学に第71条に定める期間在学し、所定の科目を履修して、その単位を取得し、かつ学部の定める卒業要件を満たした者には、当該課程を修めたことを認める。

(学位の授与)

第88条 学長は前条により認定された者には、卒業を認め学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与については、国立大学法人奈良女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところによる。

第5章 大学院

第1節 入学、進学及び編入学等

(博士前期課程の入学資格)

第89条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- 八 文部科学大臣の指定した者
- 九 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院において認めた者
- 十 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程の入学資格)

第90条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 文部科学大臣の指定した者

七 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
(博士後期課程への進学)

第91条 本学大学院の博士前期課程から引き続き博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の博士前期課程を修了した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科生活工学共同専攻の博士前期課程を修了し、引き続き本学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻の博士後期課程に入学する者についても、進学として取り扱うものとする。
(進学手続き)

第92条 前条に規定する進学志願者は、所定の書類を指定の期日までに提出しなければならない。

2 前項に規定する者については、検定料及び入学金は徴収しない。

(博士前期課程修了後の他専攻への入学)

第93条 本学大学院の博士前期課程を修了し、更に同課程の他の専攻に入学を志願する者については、収容定員を考慮の上、研究科教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

(他大学大学院への転学)

第94条 他の大学の大学院に転学しようとする者は、研究科教授会の議を経て、転学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(他大学大学院からの転入学)

第95条 他の大学の大学院学生で本学大学院に転入学しようとする者がいるときは、研究科教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

(転専攻)

第96条 所属専攻の変更を願い出る者のあるときは、研究科教授会の議を経て、学長が転専攻を許可することがある。

第2節 修業年限及び在学年限

(博士前期課程の標準修業年限)

第97条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士前期課程の在学年限は、4年を超えることができない。

(博士後期課程の標準修業年限)

第98条 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

2 博士後期課程の在学年限は、6年を超えることができない。

(長期履修制度)

第99条 前2条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第3節 授業科目及び履修単位

(授業科目)

第100条 博士前期課程及び博士後期課程における授業科目は、別に定める。

(博士前期課程の修了要件となる単位数等)

第101条 博士前期課程における修了に必要な単位は30単位以上とし、詳細は研究科でこれを定める。

(博士後期課程の修了要件となる単位数等)

第102条 博士後期課程における修了に必要な単位は12単位以上とし、詳細は研究科でこれを定める。

(単位の計算方法等)

第103条 研究科における授業科目に係る単位の計算方法等については、第78条の規定を準用する。
(単位の授与)

第104条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学の大学院又は外国の大学の大学院における授業科目の履修等)

第105条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院との事前の協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。ただし、やむを得ない事情により外国の大学院との事前の協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

2 前項の規定により学生が他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において修得した単位は、博士前期課程にあつては10単位、博士後期課程にあつては4単位をそれぞれ超えない範囲で、本学大学院において履修したものとして認定し、第101条及び第102条に規定する単位に充当することができる。

3 前項の規定にかかわらず、奈良女子大学ダブルディグリー・プログラムに基づく外国人留學生が、外国の協定大学の大学院において修得した単位の認定については、別に定める。

(他大学の大学院又は外国の大学の大学院における研究指導)

第106条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）又は研究所等（外国の研究機関を含む。）（以下「当該大学院等」という。）との事前の協議に基づき、学生に当該大学院等において研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第107条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位（大学院において科目等履修生として修得した単位を含む。）を、博士前期課程にあつては10単位、博士後期課程にあつては4単位をそれぞれ超えない範囲で、本学大学院において履修したものとして認定し、第101条及び第102条に規定する単位に充当することができる。

(教育方法の特例)

第108条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期履修学生の取扱い)

第109条 学生が長期履修学生として教育課程を履修しようとするときは、研究科教授会の議を経て学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

3 長期履修学生にかかる授業料等については、費用規程の定めるところによる。

第4節 成績評価、課程修了の認定及び学位の授与

(成績評価)

第110条 成績評価については、別に定める。

(課程修了の認定)

第 111 条 本学に所定の期間在学し、所定の科目を履修して、その単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文又は博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、人間文化総合科学研究科長は当該課程を修めたことを認める。

(学位の授与)

第 112 条 学長は、博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 学長は、博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 修士及び博士の学位の授与については、学位規程の定めるところによる。

第 6 章 雑則

(学則の制定・改廃)

第 113 条 この学則の制定及び改廃は、経営協議会及び教育研究評議会の議に基づき、役員会の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第 114 条 この学則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則施行の日の前日において、旧奈良女子大学に在学する学生は、この学則施行の日において本学に在学するものとし、その者に係る教育課程及び履修その他教育上必要な事項については、なお従前の例による。

3 この学則の別表第 2 の規定にかかわらず、博士後期課程の平成 16 年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

課程・専攻		平成 16 年 度
		収 容 定 員
博 士 後 期 課 程	人間環境科学専攻	15
	複合領域科学専攻	15
	比較文化学専攻	36
	社会生活環境学専攻	30
	共生自然科学専攻	30
	複合現象科学専攻	16
計		142

附 則

この学則は、平成 16 年 12 月 24 日から施行し、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 17 年 3 月 17 日から施行し、平成 17 年 2 月 28 日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 17 条の規定にかかわらず、生活環境学部生活環境学科は、施行日の前日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 1 の規定にかかわらず、生活環境学部における平成 17 年度から平成 19 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度

生活環境学部	生活環境学科	210	140	70
	食物栄養学科	35	70	105
	生活健康・衣環境学科	40	80	120
	人間環境学科	275	270	265
	第3年次編入 (食物栄養学科は除く)	20	20	20
	計	580	580	580

備考 別表第1中編入学には転学を含むものとする。

附 則

この学則は、平成17年6月24日から施行する。ただし、別表第1については、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年11月25日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年12月22日から施行し、平成17年9月9日から適用する。ただし、第66号第五号の改正規定については、平成17年12月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- この学則施行前から引き続き在学する者の授業科目及び単位の取扱いについては、この学則による改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第73条、第76条第2項及び第77条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第17条の規定にかかわらず、生活環境学部人間環境学科は、施行日の前日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第1の規定にかかわらず、生活環境学部における平成18年度から平成20年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成18年度	平成19年度	平成20年度
生活環境学部	生活環境学科	140	70	0
	食物栄養学科	70	105	140
	生活健康・衣環境学科	80	120	160
	人間環境学科	205	135	65
	住環境学科	35	70	105
	生活文化学科	30	60	90
	第3年次編入 (食物栄養学科は除く)	20	20	20

	計	580	580	580
--	---	-----	-----	-----

附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 23 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 18 条の規定にかかわらず、博士前期課程生活環境学専攻及び人間環境学専攻は、施行日の前日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 1 の規定にかかわらず、理学部における平成 19 年度から平成 21 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
理学部	数学科	1 2 0	1 2 0	1 2 0
	物理科学科	1 5 5	1 5 0	1 4 5
	化学科	1 2 5	1 3 0	1 3 5
	生物科学科	1 4 0	1 4 0	1 4 0
	情報科学科	1 6 0	1 6 0	1 6 0
	第 3 年次編入	2 0	2 0	2 0
	計	7 2 0	7 2 0	7 2 0

- 4 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 2 の規定にかかわらず、博士前期課程における平成 19 年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

課程・専攻		平成 19 年度
博士 前期 課程	国際社会文化学専攻	4 8
	言語文化学専攻	4 8
	人間行動科学専攻	3 6
	生活環境学専攻	2 2
	人間環境学専攻	2 2
	食物栄養学専攻	1 1
	生活健康・衣環境学専攻	1 3
	住環境学専攻	1 1
	生活文化学専攻	9
	数学専攻	2 8
	物理科学専攻	3 0
	化学専攻	2 6
	生物科学専攻	3 2
	情報科学専攻	2 4
	計	3 6 0

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 7 月 12 日から施行し、平成 19 年 6 月 25 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。ただし、第 78 条第 1 項第四号の改正規定については、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第17条の規定にかかわらず、文学部国際社会文化学科及び人間行動科学学科は、施行日の前日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年3月25日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成21年3月31日現在において在学する者の取扱いについては、改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第4の1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在において在学する者の取扱いについては、改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表4の1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年12月15日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年2月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日現在において在学する者の取扱いについては、改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表4の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第3の規定にかかわらず、附属学校における平成24年度から平成28年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

附属学校	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
附属幼稚園	156	152	150	150	150
附属小学校	470	460	450	440	430
附属中等教育学校	720	720	720	720	720

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 17 条の規定にかかわらず、理学部数学科、物理科学科、化学科、生物科学科、情報科学科及び生活環境学部生活健康・衣環境学科は、施行日の前日に当該学科に在籍する者及び施行日以降にこれらの学科の在籍者が属する年次に入学する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 1 の規定にかかわらず、文学部、理学部及び生活環境学部における平成 26 年度から平成 28 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
文学部	人文社会学科	240	240	240
	言語文化学科	200	200	200
	人間科学科	190	180	170
	第 3 年次編入	40	40	36
	計	670	660	646
理学部	数学科	90	60	30
	物理科学科	105	70	35
	化学科	105	70	35
	生物科学科	105	70	35
	情報科学科	120	80	40
数物科学科	数物科学科	63	126	189
	数学コース	(23)	(46)	(69)
	物理学コース	(27)	(54)	(81)
	数物連携コース	(13)	(26)	(39)
	化学生命環境学科	87	174	261
	第 3 年次編入	20	20	20
	計	695	670	645
生活環境学部	食物栄養学科	140	140	140
	生活健康・衣環境学科	120	80	40
	心身健康学科	40	80	120
	生活健康学コース	(16)	(32)	(48)
	スポーツ健康科学コース	(12)	(24)	(36)
	臨床心理学コース	(12)	(24)	(36)
	情報衣環境学科	35	70	105
	衣環境学コース	(18)	(36)	(54)
	生活情報通信科学コース	(17)	(34)	(51)
	住環境学科	140	140	140
	生活文化学科	120	120	120
	第 3 年次編入 (食物栄養学科は除く)	20	20	24
計	615	650	689	

4 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 18 条の規定にかかわらず、博士前期課程生活健康・衣環境学専攻は、施行日の前日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

5 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 2 の規定にかかわらず、博士前期課程における平成 26 年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

人	課程・専攻	平成 26 年度
---	-------	----------

人間文化研究科	博士前期課程	国際社会文化学専攻	48
		言語文化学専攻	48
		人間行動科学専攻	36
		食物栄養学専攻	22
		生活健康・衣環境学専攻	13
		心身健康学専攻	25
		住環境学専攻	22
		生活文化学専攻	18
		数学専攻	28
		物理科学専攻	28
		化学専攻	28
		生物科学専攻	32
		情報科学専攻	24
計		372	

6 平成26年3月31日現在において本学に在籍する者及び同在籍者が属する年次に平成26年4月1日以降に入学する者の取扱いについては、改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第4の1及び別表第4の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第3の規定にかかわらず、附属学校における平成27年度から平成28年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

附属学校	平成27年度	平成28年度
附属幼稚園	156	144
附属小学校	440	430
附属中等教育学校	720	720

附 則

この学則中、第24条の5の改正規定については、平成27年12月1日、その他の規定は、平成27年11月27日から施行する。ただし、第25条第1項第六号の改正規定については、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第2の規定にかかわらず、人間文化研究科における平成28年度及び平成29年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

人	課 程 ・ 専 攻	平成28年度	平成29年度
---	-----------	--------	--------

間 文 化 研 究 科	博士 前期 課程	国際社会文化学専攻	48	48
		言語文化学専攻	42	36
		人間行動科学専攻	34	32
		食物栄養学専攻	24	26
		心身健康学専攻	43	36
		生活工学共同専攻	7 (14)	14 (28)
		住環境学専攻	24	26
		生活文化学専攻	18	18
		数学専攻	28	28
		物理科学専攻	28	28
		化学専攻	34	40
		生物科学専攻	36	40
		情報科学専攻	24	24
	計	390 (14)	396 (28)	
博士 後期 課程	比較文化学専攻	34	32	
	社会生活環境学専攻	45	45	
	共生自然科学専攻	38	31	
	生活工学共同専攻	2 (4)	4 (8)	
	複合現象科学専攻	19	14	
計	138 (4)	126 (8)		
合 計		528 (18)	522 (36)	

備考 () 内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の収容定員を外数で表している。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第18条の規定にかかわらず、博士前期課程人間行動科学専攻、数学専攻、物理科学専攻、化学専攻、生物科学専攻及び情報科学専攻は、施行日の前日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第2の規定にかかわらず、人間文化研究科博士前期課程における平成30年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

		課 程 ・ 専 攻	平成30年度
人間文化研究科	博士前期課程	人文社会学専攻	48
		言語文化学専攻	36
		人間科学専攻	12
		食物栄養学専攻	26
		心身健康学専攻	40
		情報衣環境学専攻	10
		生活工学共同専攻	14 (28)
		住環境学専攻	26
		生活文化学専攻	18
		数物科学専攻	28
		化学生物環境学専攻	42
		人間行動科学専攻	16
		数 学 専 攻	14
		物 理 科 学 専 攻	14
		化 学 専 攻	20
		生 物 科 学 専 攻	20
		情 報 科 学 専 攻	12
		計	396 (28)

備考 () 内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の収容定員を外数で表している。

- 4 施行日の前日に博士前期課程人間行動科学専攻、数学専攻、物理科学専攻、化学専攻、生物科学専攻及び情報科学専攻に在籍する者の教育職員免許状の所要資格の取得にかかる取扱いについては、改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第4の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第1の規定にかかわらず、文学部における平成31年度から平成33年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成31年度	平成32年度	平成33年度
文学部	人文社会学科	240	240	240
	言語文化学科	200	200	200
	人間科学科	160	160	160
	<子ども教育専修プログラム>	<12>	<24>	<36>
	第3年次編入	32	32	32
計		632	632	632

附 則

- この学則は、平成32年4月1日から施行する。
- 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第18条の規定にかかわらず、人間文化総合科学研究科博士後期課程比較文化学専攻、社会生活環境学専攻、共生自然科学専攻及び複合現象科学専攻は、施行日の前日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第2の規定にかかわらず、人間文化総合科学研究科博士後期課程における平成32年度及び平成33年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

		課 程 ・ 専 攻	平成32年度	平成33年度
人間文化総合科学研究科	博士前期課程	人文社会学専攻	48	48
		言語文化学専攻	36	36
		人間科学専攻	24	24
		食物栄養学専攻	26	26
		心身健康学専攻	44	44
		情報衣環境学専攻	20	20
		生活工学共同専攻	14 (28)	14 (28)
		住環境学専攻	26	26
		生活文化学専攻	18	18
		数物科学専攻	56	56
		化学生物環境学専攻	84	84
		計	396 (28)	396 (28)
	博士後期課程	人文科学専攻	12	24
生活環境科学専攻		14	28	
自然科学専攻		10	20	
生活工学共同専攻		6 (12)	6 (12)	
		計	42 (12)	78 (12)
比較文化学専攻		20	10	
社会生活環境学専攻		30	15	
共生自然科学専攻	16	8		
複合現象科学専攻	6	3		
	計	72	36	
	小計	114 (12)	114 (12)	
合計			510 (40)	510 (40)

備考 () 内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の収容定員を外数で表している。

別表第1

学部	学科・コース等	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
文 学 部	人文社会学科	60		240
	言語文化学科	50		200
	人間科学科 〈子ども教育専修プログラム〉	40 〈12〉		160 〈48〉
	計	150	16	632
理 学 部	数物科学科	63		252
	数学コース	(23)		(92)
	物理学コース	(27)		(108)
	数物連携コース	(13)		(52)
	化学生物環境学科	87		348
計	150	10	620	
生活環境学部	食物栄養学科	35	(食物栄養学 科を除く)	140
	心身健康学科	40		160
	生活健康学コース	(16)		(64)
	スポーツ健康科学コース	(12)		(48)
	臨床心理学コース	(12)		(48)
	情報衣環境学科	35		140
	衣環境学コース	(18)		(72)
	生活情報通信科学コース	(17)		(68)
住環境学科	35	140		
生活文化学科	30	120		
計	175	14	728	
合 計		475	40	1,980

- 備考
1. 別表第1中編入学には転学を含むものとする。
 2. 入学定員及び収容定員の()内は各学科の内訳を示す。
 3. 〈 〉内は、学科の内数を示す。

別表第2

課 程 ・ 専 攻		入学定員	収容定員	
人間文化総合科学研究科	博士前期課程	人文社会学専攻	24	48
		言語文化学専攻	18	36
		人間科学専攻	12	24
		食物栄養学専攻	13	26
		心身健康学専攻	22	44
		情報衣環境学専攻	10	20
		生活工学共同専攻	7 (14)	14 (28)
		住環境学専攻	13	26
		生活文化学専攻	9	18
		数物科学専攻	28	56
	化学生物環境学専攻	42	84	
	計	198 (14)	396 (28)	
博士後期課程	人文科学専攻	12	36	
	生活環境科学専攻	14	42	
	自然科学専攻	10	30	
	生活工学共同専攻	2 (4)	6 (12)	
	計	38 (4)	114 (12)	
合 計		236 (18)	510 (40)	

備考 () 内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

別表第3 (附属学校の収容定員)

附属学校	収容定員
附属幼稚園	144
附属小学校	420
附属中等教育学校	720

別表第4の1

学 部	学科・コース等	免許状の種類	教 科
文学部	人文社会学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史, 公民
	言語文化学科	中学校教諭一種免許状	国語, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 書道, 英語
	人間科学科 子ども教育専修プログラム	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
理学部	数物科学科数学コース	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
	数物科学科物理学コース	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	化学生物環境学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
生活環境学部	食物栄養学科	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
		栄養教諭一種免許状	
	心身健康学科 生活健康学コース	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
	心身健康学科 スポーツ健康科学コース	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	保健体育
	情報衣環境学科 衣環境学コース	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
	情報衣環境学科 生活情報通信科学コース	高等学校教諭一種免許状	情報
	住環境学科	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
	生活文化学科	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭

別表第4の2

課程	専攻	免許状の種類	教科
博士前期課程	人文社会学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史, 公民
	言語文化学専攻	中学校教諭専修免許状	国語, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 英語
	人間科学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
	食物栄養学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
		栄養教諭専修免許状	
	心身健康学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭, 保健体育
		高等学校教諭専修免許状	家庭, 保健体育
	情報衣環境学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
	生活工学共同専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
	住環境学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
	生活文化学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
	数物科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学, 理科
		高等学校教諭専修免許状	数学, 理科
化学生物環境学専攻	中学校教諭専修免許状	理科	
	高等学校教諭専修免許状	理科	

奈良女子大学学則 変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

令和2年度の間文化研究科名称変更及び博士後期課程改組に伴い、所要の改正を行うものである。

2. 主な変更点

- ア. 人間文化研究科の名称を人間文化総合科学研究科に変更すること。
- イ. 比較文化学専攻、社会生活環境学専攻、共生自然科学専攻及び複合現象科学専攻を削り、人文科学専攻、生活環境科学専攻、自然科学専攻を加えること。

3. 施行予定日

令和2年4月1日

国立大学法人奈良女子大学学則 (平成 16 年 4 月 1 日制定) の一部改正 新旧対照表
 改正の趣旨：2020 年度人間文化科学研究科名称変更及び博士後期課程改組に伴う整備 (設置申請に必要な資料として改正学則案として改正学則案を提出。2020 年 2 月までに正式提案の予定。)

新	旧
<p>国立大学法人奈良女子大学学則 (案)</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日制定 改正 (省略)</p> <p>(大学院)</p> <p>第 18 条 本学に、大学院<u>人間文化総合科学研究科</u> (以下「研究科」という。) を置く。</p> <p>2 研究科は、博士課程とし、前期 2 年の課程 (以下「博士前期課程」という。) 及び後期 3 年の課程 (以下「博士後期課程」という。) に区分する。この場合において、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>3 博士前期課程に、次の専攻を置く。</p> <p>人文社会学専攻 言語文化学専攻 人間科学専攻 食物栄養学専攻 心身健康学専攻 情報衣環境学専攻 生活工学共同専攻 住環境学専攻 生活文化学専攻 数物科学専攻 化学生物環境学専攻</p> <p>4 博士後期課程に、次の専攻を置く。</p> <p>人文科学専攻 <u>生活環境科学専攻</u> <u>自然科学専攻</u> 生活工学共同専攻</p> <p>5 第 3 項及び第 4 項の生活工学共同専攻は、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科生活工学共同専攻と共同で実施する。</p> <p>6 研究科の収容定員は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>7 研究科の専攻に、講座を置くことができる。</p> <p>8 前項に規定する講座のほか、研究科の専攻に、寄附講座を置くことができる。</p> <p>9 研究科、専攻における講座等の教員組織は、別に定める。</p> <p>10 研究科に研究科長を置き、本学の教授をもって充てる。研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。</p> <p>11 研究科に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(略)</p>	<p>国立大学法人奈良女子大学学則</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日制定 改正 (省略)</p> <p>(大学院)</p> <p>第 18 条 本学に、大学院<u>人間文化研究科</u> (以下「研究科」という。) を置く。</p> <p>2 研究科は、博士課程とし、前期 2 年の課程 (以下「博士前期課程」という。) 及び後期 3 年の課程 (以下「博士後期課程」という。) に区分する。この場合において、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>3 博士前期課程に、次の専攻を置く。</p> <p>人文社会学専攻 言語文化学専攻 人間科学専攻 食物栄養学専攻 心身健康学専攻 情報衣環境学専攻 生活工学共同専攻 住環境学専攻 生活文化学専攻 数物科学専攻 化学生物環境学専攻</p> <p>4 博士後期課程に、次の専攻を置く。</p> <p>比較文化学専攻 <u>社会生活環境学専攻</u> <u>共生自然科学専攻</u> 生活工学共同専攻 <u>複合現象科学専攻</u></p> <p>5 第 3 項及び第 4 項の生活工学共同専攻は、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科生活工学共同専攻と共同で実施する。</p> <p>6 研究科の収容定員は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>7 研究科の専攻に、講座を置くことができる。</p> <p>8 前項に規定する講座のほか、研究科の専攻に、寄附講座を置くことができる。</p> <p>9 研究科、専攻における講座等の教員組織は、別に定める。</p> <p>10 研究科に研究科長を置き、本学の教授をもって充てる。研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。</p> <p>11 研究科に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(略)</p>

(博士後期課程への進学)

第91条 本学大学院の博士前期課程から引き続き博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の博士前期課程を修了した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科生活工学共同専攻の博士前期課程を修了し、引き続き本学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻の博士後期課程に入学者についても、進学として取り扱うものとする。

(略)

(課程修了の認定)

第111条 本学に所定の期間在学し、所定の科目を履修して、その単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文又は博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、人間文化総合科学研究科長は当該課程を修めたことを認める。

(略)

附 則

(省略)

附 則

(省略)

1. この学則は、平成32年4月1日から施行する。

2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第18条の規定にかかわらず、人間文化総合科学研究科博士後期課程比較文化学専攻、社会生活環境学専攻、共生自然科学専攻及び複合現象科学専攻は、施行日の前日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第2の規定にかかわらず、人間文化総合科学研究科博士後期課程における平成32年度及び平成33年度の取寄せ員は、次の表のとおりとする。

課 程 ・ 専 攻	平成32年度	平成33年度
人 文 社 会 学 専 攻	48	48
言 語 文 化 学 専 攻	36	36
人 間 科 学 専 攻	24	24
食 物 栄 養 学 専 攻	26	26
心 身 健 康 学 専 攻	44	44
情 報 衣 環 境 学 専 攻	20	20
生 活 工 学 共 同 専 攻	14 (28)	14 (28)
住 環 境 学 専 攻	26	26
生 活 文 化 学 専 攻	18	18
数 物 科 学 専 攻	56	56
化 学 生 物 環 境 学 専 攻	84	84
計	396 (28)	396 (28)
人 文 科 学 専 攻	12	24
生 活 環 境 科 学 専 攻	14	28
自 然 科 学 専 攻	10	20
生 活 工 学 共 同 専 攻	6 (12)	6 (12)

(博士後期課程への進学)

第91条 本学大学院の博士前期課程から引き続き博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の博士前期課程を修了した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科生活工学共同専攻の博士前期課程を修了し、引き続き本学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻の博士後期課程に入学者についても、進学として取り扱うものとする。

(略)

(課程修了の認定)

第111条 本学に所定の期間在学し、所定の科目を履修して、その単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文又は博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、人間文化総合科学研究科長は当該課程を修めたことを認める。

(略)

附 則

(省略)

後期課程	計	4.2 (1.2)	7.8 (1.2)
	比較文化学専攻	2.0	1.0
	社会生活環境学専攻	3.0	1.5
	共生自然科学専攻	1.6	0.8
	複合現象科学専攻	0.6	0.3
	計	7.2	3.6
	小計	11.4 (1.2)	11.4 (1.2)
	合計	51.0 (4.0)	51.0 (4.0)

備考 () 内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の収容定員を外数で表している。

別表第1 (略)
別表第2

課程・専攻	入学定員	収容定員
人文社会科学専攻	24	48
言語文化学専攻	18	36
人間科学専攻	12	24
食物栄養学専攻	13	26
心身健康学専攻	22	44
情報衣環境学専攻	10	20
生活工学共同専攻	7 (14)	14 (28)
住環境学専攻	13	26
生活文化学専攻	9	18
数物科学専攻	28	56
化学生物環境学専攻	42	84
計	198 (14)	396 (28)
人文科学専攻	12	36
生活環境科学専攻	14	42
自然科学専攻	10	30
生活工学共同専攻	2 (4)	6 (12)
計	38 (4)	114 (12)
合計	236 (18)	510 (40)

備考 () 内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

別表第3～別表4の2 (略)

別表第1 (略)
別表第2

課程・専攻	入学定員	収容定員
人文社会科学専攻	24	48
言語文化学専攻	18	36
人間科学専攻	12	24
食物栄養学専攻	13	26
心身健康学専攻	22	44
情報衣環境学専攻	10	20
生活工学共同専攻	7 (14)	14 (28)
住環境学専攻	13	26
生活文化学専攻	9	18
数物科学専攻	28	56
化学生物環境学専攻	42	84
計	198 (14)	396 (28)
比較文化学専攻	10	30
社会生活環境学専攻	15	45
共生自然科学専攻	8	24
生活工学共同専攻	2 (4)	6 (12)
複合現象科学専攻	3	9
計	38 (4)	114 (12)
合計	236 (18)	510 (40)

備考 () 内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

別表第3～別表4の2 (略)

○国立大学法人奈良女子大学教授会規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 9 号)

改正 平成 18 年 12 月 22 日規程第 37 号

平成 27 年 3 月 27 日規程第 69 号

年 月 日規程第 号

国立大学法人奈良女子大学教授会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人奈良女子大学学則第 19 条第 5 項の規定に基づき、奈良女子大学の学部及び人間文化総合科学研究科（以下「学部等」という。）に置く教授会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 教授会は、次の構成員をもって組織する。

一 学部にあつては、学部長及び当該学部を担当する教授

二 人間文化総合科学研究科にあつては、人間文化総合科学研究科長及び人間文化総合科学研究科を担当する教授

2 教授会には、学部等教授会の定めるところにより、当該学部等を担当する准教授、講師及び助教を加えることができる。

(審議事項)

第 3 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 研究科教授会は、第 1 項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第 4 条 教授会に議長を置き、当該学部長又は研究科長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

(議事)

第 5 条 教授会は、半数以上であつて当該学部等が定める割合以上の構成員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であつて当該学部等が定める割合以上の多数をもって議決しなければならないとすることができる。

(代議員会等)

第6条 教授会は、その定めるところにより、教授会構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（以下「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって教授会の議決とすることができる。

(雑則)

第7条 教授会の議事及び運営の方法については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成32年4月1日から施行する。